

## アルバイトに関する規程

1. アルバイトは、原則として長期休業中のものに限り許可する。

2. 次のいずれかに該当するアルバイトは許可しない。

- (1) 夜間20:00以降に従事するもの
- (2) 心身に危険が及ぶことが予測されるもの
- (3) 主に酒類を提供する店舗等におけるもの
- (4) その他、学校が不適切と判断するもの

3. 次のいずれかに該当する者には、アルバイトを許可しない。

- (1) 欠席・遅刻・早退が多いなど、基本的な生活習慣に乱れのある者
- (2) 学業成績が不振の者
  - ・ 直近の考査での評価点が39点以下の科目を有する者
  - ※追指導の結果は考慮しない
- (3) その他、学校が不適切と判断する者

4. アルバイトをしようとする者は、保護者連署の「アルバイト許可願」により申し出ること。

5. アルバイト許可の適否は、次の①～③の手順で審査する。

- ① 生徒：担任あて、「アルバイト許可願」を提出 ※部活動顧問に予め連絡をしておくこと。
- ② 担任：2、3の各号に該当しないことを確認の上、「アルバイト許可願」を点検  
(→ 修正指示 → 再受領・点検)

### 【点検の要点】

- 保護者署名
- アルバイト先事業所名記載・社印等押印
- 保険[「無」の場合、アルバイトを許可しないことがある]

- ③ 生徒保厚部：「アルバイト許可願」を審査し、許可の適否を判断

6. 5で許可適当と判断された場合は、回議・決裁を経て、長期休業に入る前日に「アルバイト許可証」を発行するので、アルバイトをする者はアルバイトをする間常に、身分証明書とともにこれを携帯すること。

7. 特別な理由がある場合、長期休業中以外でのアルバイト(以下、「特別アルバイト」という)を許可することがある。

(1) 特別アルバイト許可の申し出から許可適否審査までの手順は、次の①～④のとおりとする。

① 担任・保護者：電話・面談等により、希望とその理由等を直接相互確認

【確認の要点】

- 家計状況、家庭や家族の状況
- 現在の奨学金等の申請・認定状況
- 今後の奨学金等の申請予定
- 定期考査1週間前から定期考査終了までは、学業優先のため許可されないこと

② 担任・保護者等：①により、特別な理由があると確認された場合、「特別アルバイト願」により申し出る。

③ 学年：「特別アルバイト願」を審査し、許可することが適当な場合は、生徒保厚部に審査を依頼する。

④ 生徒保厚部：「特別アルバイト願」を審査し、許可の適否を判断する。

※社会勉強や小遣いのため等の理由では許可しない。ただし、3年生の進路決定者については、12月以降、進学や自動車教習所通学費用のため等の理由でも、審議の上許可することがある。

(2) (1)で許可適当と判断された場合は、5. ①、②の手順及びそれらに引き続き回議・決裁を経て、「アルバイト許可証」を発行するので、特別アルバイトをする者はアルバイトをする間常に、身分証明書とともにこれを携帯すること。

(3) 進級後の特別アルバイト継続については、希望の有無を担任・保護者等間で確認し、希望する場合は、3月末日までに再度「アルバイト許可願」を提出して、許可を受けること。

※年度途中でアルバイトを中止した場合は、速やかにその旨を担任に報告すること。

8. 2、3の各号のいずれかに該当することとなった(該当することが判明した)場合は、アルバイト許可を取り消す。  
この場合、「アルバイト許可証」は速やかに返却すること。

9. 無許可でのアルバイト従事があった場合は、本校の生徒(特別)指導内規に基づき特別指導を行う。また、その後のアルバイトについては原則年度末まで許可しない。